

群馬地方最低賃金審議会

議事要旨

議事録

HP版議事録

(整理番号0926)

第1回特定最低賃金専門部会（鉄鋼）

令和7年10月8日 非公開

開催日時	令和7年10月8日		9時30分～10時20分
開催場所	前橋地方合同庁舎 7階大会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 1 人	定数 3 人
主要議題	1 特定最低賃金専門部会の運営について 2 審議日程について 3 特定最低賃金額の審議について		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	定刻となりましたので、事務局からご報告申し上げます。 本日で出席の委員は、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員1名の合計7名でございます。 従いまして、本部会は、最低賃金審議会令第5条第2項に規定されます定足数を満たしており、会議が成立することをご報告させていただきます。 なお、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員の方に内容確認をさせていただく場合がございます。大変恐れ入りますが、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますようよろしくお願いいたします。
事務局	ただいまから、第1回群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

	第1回目の会議でございますので、部会長、部会長代理が選出されるまでの間は、事務局において司会進行を務めさせていただきます。 賃金室長の根岸でございます。よろしくお願いいたします。 恐縮ではございますが、これから先は着座にて失礼いたします。 最初に、本専門部会の開催に当たりまして、橋口労働基準部長からご挨拶申し上げます。
労働基準部長	皆さま、おはようございます。労働基準部長の橋口でございます。 本日は、大変お忙しい中本専門部会にご出席いただきましてありがとうございます。 特定最低賃金専門部会の開催に当たりまして、一言、ご挨拶申し上げます。 皆さま方におかれましては、大変お忙しい中特定最低賃金専門部会の委員をお受けいただきまして、厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。 また、日頃から、それぞれのお立場から、最低賃金行政を始めとした、労働行政全般の円滑な運営に多大な御支援と御協力を賜っておりますことを、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。 さて、群馬県の特定最低賃金につきましては、先般、改正決定の必要性があるとの御意見をいただいたことで、改正につきまして御審議いただくこととなったところでございます。特定最低賃金は、地域別最低賃金が全ての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティネットで行政機関に決定を義務付けているということとは趣を異にしております、企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するものとしまして、関係労使のイニシアティブによって設定するものと整理されているところでございます。 委員の皆さま方には、大変な御苦勞をおかけすることになると思いますが、特定最低賃金の趣旨をお酌みいただきまして、御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。大変簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。 本日はどうぞよろしくお願いいたします。
事務局	専門部会の委員の皆さまのご紹介をさせていただきます。 お手元の資料2の1枚目をご覧ください。 委員名簿の順に従いまして、本日ご出席の委員の皆さまをご紹介させていただきます。

	委員の皆さまは着座のままで結構でございますので、よろしくお願いいたします。 まずは、公益を代表する委員といたしまして、■■■■委員、■■■■委員、■■■■委員。 続きまして、労働者を代表する委員といたしまして、■■■■委員、■■■■委員、■■■■委員。 続きまして、使用者を代表する委員といたしまして、■■■■委員。 なお、■■■■委員、■■■■委員につきましてはご都合によりご欠席となっております。 委員の皆さまにおかれましては、本年度の審議につきましてどうぞよろしくお願いいたします。 資料3が事務局の名簿でございます。よろしくお願いいたします。 次に、部会長、部会長代理の選出に進ませていただきます。 部会長及び部会長代理は、最低賃金法第25条第4項において準用する第24条により、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙することとなっております。 慣例によりますと、まず公益委員で互選していただき、その後に労使の委員にお諮りするという方法が取られておりますが、今回もその方法でよろしいでしょうか。
各委員	【異議なし】
事務局	ありがとうございます。 公益委員から、事前に互選されました結果をいただいておりますので発表をいたします。 部会長には、■■■■委員、部会長代理には、■■■■委員をそれぞれ選出することとございました。 労使の委員の皆さまにお諮りいたします。よろしいでしょうか。
労使委員	【異議なし】
事務局	はい、ありがとうございます。 全会一致で選任されましたことを確認させていただきます。 それでは、部会長になられました■■■■委員、部会長代理になられました■■■■委員から、ご挨拶をいただきたく存じます。 最初に、■■■■委員からよろしくお願いいたします。
■■■■委員	ただいま部会長にご指名いただきました、■■■■でございます。

	本年度は、一般の県別最低賃金が大変難しい中で労使の皆さまにご協力いただきましてようやく答申を出せたところでございます。こちらの特定最低賃金の方も更に労使のイニシアティブが必要となっておりますので、是非ともご協力を賜りまして実りある結果が出ればと願っております。
事務局	ありがとうございました。 続きまして、■■■■委員お願いいたします。
■■■■委員	部会長代理に選任されました■■■■です。 部会長を補佐しつつ、円滑な議事進行に努めたいと思いますので、皆さまよろしくお願いいたします。
事務局	はい、ありがとうございました。 これからの議事進行につきましては、■■■■部会長にお願いしたいと思います。 よろしくお願いいたします。
部会長	それでは、早速進めさせていただきます。 会議次第に従いまして議事に入らせていただきます。 最初に、議題の（１）特定最低賃金専門部会運営規程について、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	はい、説明させていただきます。 資料４の群馬地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会運営規程をご覧ください。 運営規程は、４業種ある専門部会共通のものとなっております。第３条で専門部会の委員の数、第４条で会議の招集、第６条で部会長が会議の議長となること、第７条で会議の公開・非公開、第８条で議事録及び議事要旨の公開・非公開、第９条で審議会会長への報告、第１０条で専門部会の廃止、といったことについて規定されております。 ご承知いただきますようよろしくお願いいたします。
部会長	ただいま事務局から特定最低賃金専門部会運営規程についてご説明がございました。 これについて、ご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。
各委員	【特になし】

部会長	特にご意見等はないようですので、次の議題に移らせていただきます。 つづきまして、令和7年度の議題(2)特定最低賃金専門部会の運営について、事務局よりご説明をお願いいたします。
事務局	はい、ご説明させていただきます。 2点ございますが、まず、1点目でございますが、専門部会の会議の公開・非公開につきましてご説明いたします。 資料4の「特定最低賃金専門部会運営規程」を再びご覧ください。 専門部会の会議は、運営規程第7条第1項のただし書きにございます「公開することにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがある場合」に該当するとして、例年、第1回目から非公開とされてきております。 本年度は、7月14日に開催されました審議会において、専門部会の会議の公開・非公開についてご議論をいただいた結果、同様な意見が出され、「当初から専門部会を非公開とすべきである。」との意向が示されております。 この審議会の意向も参考にしていただき、本専門部会の会議の公開・非公開について、ご審議をお願いいたします。 1点目は以上です。
部会長	ただいま事務局からご説明いただいたように、本専門部会は、例年、第1回目の会議から非公開としているところです。 これに対しまして、専門部会の公開の要請等もあったことから、今年も審議会で議論いたしました結果、「当初から専門部会を非公開とすべきである。」との意向が示されております。 部会長といたしましては、審議会の意向も参考にしつつ総合判断いたしまして、本専門部会の会議は第1回目から非公開とすることが適当と考えますが、ご意見等ありましたらお願いいたします。
各委員	【特になし】
部会長	ご賛同いただけたものと理解いたします。 それでは、本年度も第1回目の会議から非公開とさせていただきます。 続いて、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局	2 点目でございます。 専門部会の議事録及び会議の資料の公開・非公開についてご説明いたします。 運営規程第 8 条第 2 項では、議事録及び会議の資料は、会議同様、原則公開であるものの、ただし書き以降に「公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合等には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。」とされております。 令和 2 年度に審議いただいたことで、令和 2 年度からは専門部会の議事録及び会議の資料は、委員の個人責任を発言ごとに問われるおそれを排除し、かつ、審議の透明性を確保することを前提に、発言した委員の個人名は議事録には記載せず、部会長、公益委員、使用者委員、労働者委員などと記載することとして、また、各専門部会の最後に、一部非公開とすべき発言や会議の資料の有無を確認したうえで、原則、公開とさせていただいております。加えて、労働局ホームページにも掲載させていただいております。 そこで、本年度の議事録等の公開・非公開につきまして、ご審議をお願いいたします。 なお、議事録等を非公開とした場合でありましても、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求があった場合には、これらの法律に規定された不開示情報を除いて開示することになります。 2 点目は以上でございます。
部会長	ただいまの事務局の説明のとおり、会議の議事録等は、令和 2 年度より原則公開してきております。加えて、労働局ホームページへも掲載してきております。 本年度も、会議の議事録等につきましては、各会議の最後に、非公開とすべき発言や資料の有無を確認し、非公開とすべきと判断された発言や資料を除いては、労働局ホームページへの掲載を含め公開したいと思いますが、いかがでしょうか。
各委員	【異議なし】
部会長	それでは、ご異議はないようですので、本年度も会議の議事録及び資料は公開いたします。 重要ですので、もう一度公開の方法を整理いたします。 議事録には発言者の個人名は記載せず、部会長、公益委員、使用

	者委員、労働者委員などと記載することといたします。 事務局にお願いしている資料も公開を基本といたしますが、審議過程において、各委員が独自に準備した資料があった場合には、その資料やその内容については非公開を基本としつつ、その都度、公開・非公開を判断することといたします。 また、このように委員が知り得た具体的な個別情報を提示しながら発言をするようなことがあった場合には、議事録においても、その内容に関する発言部分は非公開を基本としつつ、その都度、専門部会で協議のうえ、公開・非公開を適切に判断することといたします。 よろしいでしょうか。
各委員	【異議なし】
部会長	はい、ありがとうございます。 この他に運営規程について、何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
各委員	【特になし】
部会長	それでは、特にないようですので、運営規程については、これまでのようにしたいと思います。 次に、議題の（３）特定最低賃金改正決定の諮問について、事務局からご説明をお願いいたします。
事務局	はい、特定最低賃金改正決定の諮問について、ご報告させていただきます。資料８に諮問文の写しをつけております。８月２６日に労働局長が審議会長に、特定最低賃金改正決定に係る諮問を行っているものでございます。 そこで、特定最低賃金の改正決定の仕組みや、今回の諮問に至るまでの経過などについてご説明いたします。 資料５の「特定最低賃金の仕組み」をご覧ください。 項目１のように、特定最低賃金は、特定の産業について、関係労使が基幹的労働者を対象として、地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認めるものについて設定されるものです。 項目２は、決定の仕組みとなっており、関係労使からの改正等の申し出が行われることを要件として、労働局長が審議会の意見を聴いて決定されます。

	決定に際して、※印にもありますように、地域別最低賃金が、すべての労働者の賃金の最低限度を保障するセーフティネットとして、行政機関に決定を義務付けているのに対して、特定最低賃金は、労使のイニシアティブにより決定をするといったものとなっています。 参考までに全国の特低賃金の設定件数などを申し上げますと、昨年度末時点で 224 件、適用使用者数は約 8 万 9 千 9 百人、適用労働者数は約 295 万 6 千 9 百人となっております。 今回の特定最低賃金改正決定の諮問について、経過をご説明いたします。 資料 6 をご覧ください。 特定最低賃金 4 業種ごとの改正決定に関して行われた申し出を一覧にしたものでございます。申出者などはこちらのとおりです。 この申し出につきましては、資料 7 に写しを添付しております。この申し出によりまして、8 月 4 日の審議会におきまして、労働局長が審議会長に対して改正決定の必要性の有無についての諮問を行い、ご審議をいただいた結果、8 月 26 日に審議会長から 4 業種いずれも改正決定の必要性有りとの答申がなされました。そこで、労働局長から審議会長に、資料 8 のとおり今回の改正決定額について諮問をさせていただいたという経過にあります。 諮問により審議会におきまして、特定最低賃金 4 業種ごとに専門部会を設置することの決議をいただいております。 なお、事務局では諮問の翌日 8 月 27 日に、4 業種について最低賃金法第 25 条第 5 項の規定により、関係労働者及び使用者の意見聴取に関する公示を行いました。が、すべての業種において意見書の提出はございませんでした。 以上でございます。
部会長	ありがとうございました。 ただいま事務局から特定最低賃金改正決定の諮問などについてご説明がございました。 これらについて、ご質問等がございましたらお願いいたします。
各委員	【特になし】
部会長	よろしいでしょうか。 それでは、ご質問等ないようですので次に進ませていただきます。 議題の(4)最低賃金審議会令第 6 条第 5 項及び第 7 項の適用に

事務局	ついて、事務局からご説明をお願いいたします。 はい、資料 10 をご覧下さい。 最低賃金審議会令の抜粋といたしまして、最低賃金審議会令の第 6 条第 5 項と第 7 項でございます。 第 6 条第 5 項では、専門部会で、全会一致で議決がなされた場合には、その決議をもって審議会の決議とすることができるとされています。8 月 26 日の審議会で、特定最低賃金専門部会で全会一致となった場合には、この取り扱いを適用することを議決いただいておりますのでご報告いたします。 また、同条第 7 項では専門部会の廃止について規定されており、「専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする」とされておりますが、具体的には、運営規定第 10 条にありますように、特定最低賃金に係る異議の申し出がなかった場合に廃止されることとなります。廃止に伴う専門部会委員の皆さまの解任通知文書につきましては、これまで交付を省略させていただいているところでございます。ご了承いただきますようお願いいたします。 以上でございます。
部会長	事務局からのご説明のとおり、本専門部会は最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の規定を適用し、本専門部会の議決が全会一致で行われた場合に限り、本専門部会の決議が審議会の決議となります。よろしくをお願いいたします。 また、本専門部会の廃止と、廃止に伴う解任通知の省略についてもご説明がございました。これにつきましてもご了解をお願いいたします。 これらのことについて、何かご質問等ございますでしょうか。
各委員	【特になし】
部会長	それでは、次に進めさせていただきます。 次に、議題の（５）特定最低賃金専門部会の審議日程について、事務局からご説明をお願いいたします。
事務局	はい、説明させていただきます。 資料 11 をご覧ください。 近年の審議の状況でございます。中段以下が特定最低賃金専門部会の開催日程となっております。

	つづきまして資料 12 をご覧ください。 委員の皆さまには、会議の日程を確保いただきまして誠にありがとうございました。日程表のとおり会議を開催させていただきたく存じます。会議の開催回数につきましては、8 月 26 日の審議会においても議決されておりますが、日程表のとおり本日を含めまして 2 回の予定となっております。ご了承いただきますようお願いいたします。 また、会議が成立するための定足数につきましては、委員の 3 分の 2 以上の出席又は公・労・使の各側委員の 3 分の 1 以上の出席となっておりますので、6 名以上の委員の出席又は公・労・使の委員それぞれ 1 名以上が、出席していただくことが必要となっております。 委員の皆さまにおかれましては、ご多用のところ大変恐縮ではございますが、ご出席いただきますようお願いいたします。 最後に、資料 13 は「令和 7 年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表」でございます。 以上でございます。
部会長	事務局からご説明がございました次回会議の日程ですが、委員の皆さまいかがでしょうか。このとおりでよろしいでしょうか。
各委員	【異議なし】
部会長	それでは、次回の第 2 回目の会議は、資料 12 の「鉄鋼」欄に記載のとおり、10 月 29 日水曜日午後 1 時 30 分から、こちらの 7 階大会議室にて開催といたします。ご出席をお願いいたします。 つづきまして議題の（6）特定最低賃金額の審議について、事務局からご説明をお願いいたします。
事務局	はい、審議に資する資料は 4 業種の専門部会共通で、最新の内容のものを整えさせていただいております。 まず、用意いたしました資料についてご説明いたします。 資料 14 ですが、過去 12 年間の地域別最低賃金と特定最低賃金の決定状況でございます。 資料 15 は、特定最低賃金の北関東三県の比較表となっております。 資料 16 は、事務局でまとめました群馬の賃金でございます。 こちらは、令和 6 年度の賃金構造基本統計調査結果からまとめたものでございます。

事務局	資料 17 ですが、令和 6 年度の特定最低賃金改正状況でございます。 資料 18 は、令和 7 年度の地域別最低賃金時間額状況でございます。 資料 19 は、令和 7 年度の最低賃金に関する基礎調査の結果でございます。 資料 20 は、毎月勤労統計調査地方調査結果速報群馬県結果でございます。 資料 21 は、群馬県金融経済概況でございます。 資料 22 は、最近の県内経済情勢でございます。 資料 23 は、法人企業景気予測調査でございます。 資料 24 は、群馬県鉱工業指数でございます。 資料 25 は、消費動向調査結果でございます。 資料 26 は、第 217 回群馬県内企業経営動向調査結果でございます。 資料 27 は、第 201 回企業経営動向調査結果でございます。 最後、資料 28 は、労働市場速報でございます。 資料は以上でございますが、資料 19 の最低賃金に関する基礎調査結果につきまして、事務局担当から内容をご説明させていただきます。 それでは、当賃金室で実施いたしました、最低賃金に関する基礎調査結果につきまして、説明をいたしますので、資料 19 をご覧ください。 はじめに 1 ページ目の、令和 7 年度最低賃金に関する基礎調査結果の概要につきまして、説明させていただきます。 まず、調査依頼事業所数は 2,084 件で、そのうち有効回答件数は、942 件でした。 調査に関しましては、令和 7 年 6 月分の賃金額について実施いたしました。 また、月給者及び日給者につきましては、時間給に換算して集計をいたしました。 調査対象地域につきましては、群馬県全域です。 調査対象業種及び事業所規模については、表にあります業種を対象に、さらに網かけした人数の事業所を対象にしています。 なお、特定最低賃金が設定されている産業を含む製造業については、100 人未満の事業所を調査対象としています。 調査結果は、回収した調査票の労働者数を、母集団労働者数に復元をして推計したのになります。
-----	---

従いまして、調査結果の反映はあくまで対象とした産業と規模の母集団事業所の範囲に限るものとなっております。

続きまして、1枚めくっていただきまして、3ページをご覧ください。

賃金統計用語であります、未満率と影響率について説明いたします。

未満率につきましては、現行の最低賃金額を下回っている労働者の割合になります。言い換えますと、法律に違反している労働者の割合ということになります。

また、影響率につきましては、最低賃金を改正した場合に、その改正後の最低賃金額を下回っている労働者の割合となります。

次に、4ページをご覧ください。

今回の鉄鋼業の調査結果につきまして、説明させていただきます。

はじめに未満率についてです。鉄鋼業の現行の最低賃金が1,067円ですので、1,066円までが最低賃金未満者となります。

今回の調査結果を基に具体的な計算例を申し上げますと、1,066円以下の累積労働者数は32人でした。これをAとします。

復元した合計労働者数は188人でした。これをBとします。

未満率の計算式は、 $A \div B \times 100$ となります。

計算いたしますと、未満率は小数点以下第二位を四捨五入しまして17.0%となります。

従いまして、鉄鋼業の労働者の17.0%が最低賃金額を下回っていたということになります。

次のページ以降は4業種の特定最低賃金の調査結果を載せておりますが、鉄鋼業のみの調査結果について説明をさせていただきますので、2枚めくっていただきまして8ページをご覧ください。

この表は、鉄鋼業の1時間当たりの所定内賃金額ごとの労働者数を分布で表したのになります。

一般労働者については、時給2,000円以上の分布が最も多く、パート労働者については、時給1,056円以下の分布が最も多いという結果となっております。なお、全労働者においては、2,000円以上の分布が最も多い結果となっております。

鉄鋼業の場合、対象事業場数が少なく、母集団が小さいため、回答事業場の賃金分布の影響を受ける結果となっております。

次に6枚めくっていただきまして12ページをご覧ください。

この表は、特定最低賃金の産業別に未満率等の賃金額の特性値について、令和3年度から今年度までの推移を表したものです。

	鉄鋼業の未満率は、令和3から令和5年度までは0%、令和6年度は1.0%でしたが、令和7年度は17%となっております。 続きまして、1枚めくっていただきまして14ページをご覧ください。 この表は、産業別の未満率と影響率の推移を表したものとなっております。 鉄鋼業は、ピンク色の線グラフで示されております。 最後に15ページをご覧ください。 この表は、最低賃金引き上げ額と影響率の関係表です。引き上げ額0円の場合から、引き上げ額99円までの場合の影響率を表したものになります。 以上、簡単ではございますが、基礎調査の概要を説明させていただきました。この調査結果が、審議をする上で委員の皆さまのお役に立てれば幸いと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。
部会長	ただいまの事務局からのご説明について、ご質問等がございましたらお願いいたします。
各委員	【特になし】
部会長	よろしいでしょうか。 それでは、特定最低賃金額の審議の前に、事務局から補足説明等があればお願いいたします。
事務局	ご審議いただく前に、2点ご説明いたします。 1点目でございますが、特定最低賃金は、意向表明の段階から関係労使の合意が基本となっております。労使間の意思疎通を図っていただきますようよろしくお願いいたします。 2点目でございますが、審議の進め方でございます。昨年度は第1回目の会議において、労使の基本的な考え方をお示しいただきました。第2回目の会議では、労使それぞれから具体的な金額をご提示いただき、それらを基にご審議いただきまして、特定最低賃金額が議決されております。 以上でございます。
部会長	それでは、今後は事務局の説明も参考にしつつ、審議を進めていきたいと思っております。 それでは、本年度の特定最低賃金額の具体的な審議に入ります。まず、労働者側、使用者側、それぞれのお立場から、基本的なお

■委員

考えをお伺いします。その後は自由にご審議をお願いいたします。
はじめに、労働者側委員からお願いいたします。

労働者委員の■です。よろしくお願いいたします。

本専門部会は、群馬県内の鉄鋼産業で働く仲間の労働者の最低賃金を公労使で議論し決定する会議です。

鉄鋼産業で働く労働者を代表して発言させていただきます。

はじめに、群馬県の地方最低賃金については、昨年大きく開いた近隣県との差を払拭はし切れなかったものの、中央最低賃金審議会で示した目安額 63 円に対し 15 円プラスされ過去最大の上げ幅となる 78 円の引き上げで 1,063 円となったことは高く評価できると認めます。

しかしながら使用者側の考えは理解しつつも、発効日が半年近く除外されることについては、近隣県が例年通り最低賃金を引き上げる中で、若年層をはじめ、非正規雇用者やパート従業員といった最低賃金近傍で働く労働者を中心に、転職意識に拍車がかかり、群馬県に居住はしているものの就業は他県といった状況が更に増加し、県内の労働力減少を懸念すべき点から、率直に非常に残念と言わざるを得ません。

特定最低賃金については、地域別最低賃金が大幅に引き上がる一方で、産業別最低賃金の引き上げがなされないのであれば、産業としての魅力が相対的に薄れ、産業の将来を見据えた人材確保が更に困難になり、人員構成に歪みが生じ、技術・技能の減少に支障をきたすこととなります。

ものづくり産業においては、技術・技能を確実に伝承していくことが重要であり、そのためには、労働の価値に見合う適切な産業別最低賃金が必要であると考えます。

その中でもご存知のとおり、基幹産業である鉄鋼業は、高度な専門性や高い熟練度を必要とすることに加え、危険を伴う作業もあることから、一定期間の協議期間や技能を培うことを要する産業であり、高機能・長期長期能力蓄積型産業に分類され、誰でもできる産業ではありません。

また、近年平均気温の上昇に伴い、いまや誰もが知る、予防を心がける疾病となった熱中症は、今年 6 月から改正労働安全衛生規則により罰則付きで対策の義務化が施行されました。

酷暑環境で働かざるを得ない鉄鋼業では、義務化される以前から様々な対策を講じてきましたが、遮熱対策にも限界がある等、作業環境は他産業と比較しても厳しいものとならざるを得ず、就業者に係る肉体的・精神的負荷がとて高く厳しい作業環境にあり

	ます。 職業を選択する上で優先されるのは、賃金を中心とした産業としての魅力ある労働条件と労働環境によるところが大きく、時代の変化で転職に対する意識のハードルが低くなった近年では、魅力的でなければ、当然軽作業で、作業環境が良く、専門性が必要でない産業に優秀な人材が流出してしまいます。 今次春闘において、各企業労使が物価高や人材の確保に向け、真摯に話し合い導き出した賃金改善の結果を、未組織労働者にも影響させていくことができる産業別最低賃金の意義は極めて大きいと考えます。 鉄鋼に関する特定最低賃金の審議状況は、10月7日現在で18件6件が結審しており、引き上げ額は64円から70円と地域別最低賃金の目安額を上回る報告が情報として入ってきております。 群馬県においても、これからも鉄鋼産業が維持・発展していくために、将来の鉄鋼産業を担う優秀な人材を確保し、変化に対応しながら、企業の産業に対するエンゲージメントを向上させ、地域の発展に繋がるように労使のイニシアティブを発揮して、鉄鋼産業にふさわしい水準を今年度も決定してきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
部会長	ありがとうございました。他にいらっしゃいますでしょうか。 委員、お願いいたします。
委員	労働者側の代表者の一人として、が発言させていただきます。 我が群馬県では、自動車産業や、建設業を支える鉄鋼業が集約しており、特に太田市や前橋市では板金加工や鋼材供給を担う中小企業が地域経済を支えています。しかしながら、現場は人手不足が深刻で、技能を持つ若手人材の確保が難しく、定着率向上が大きな課題でもあります。特定最低賃金の底上げは、労働者に安心感を与え、就業意欲を高める効果が期待されます。 また、原材料や電力、輸送費の高騰により、経営は厳しい状況ですが、製品の品質や安全管理を維持するためには、働き手のモチベーションの向上が不可欠です。特定最低賃金の底上げは、技能継承を促し、地域鉄鋼業の持続的発展に必要な投資といえます。 今回の引き上げは、鉄鋼業の競争力を守り、地域経済を下支えする重要な一歩だと思われますので、何卒ご検討をよろしくお願いいたします。以上です。

部会長	ありがとうございます。他にございますでしょうか。 ■■■■委員、お願いします。
■■■■委員	労働側委員の■■■■です。よろしくお願いします。 私からは2点、お話ししたいと思います。 まず1点目、特定最低賃金制度の全体的な意義の方ですけれども、基本的には組織労働者の賃上げ、または企業内最低賃金協定の成果を未組織労働者に波及させることで、組織労働者と未組織労働者、また正社員と非正規雇用の賃金格差を是正することとなっております。 2点目として、産業ごとに適切な賃金引き上げを促進して、産業内の競争を確保するとともに、産業全体の持続的な成長を支えることを目指していると認識しております。この制度が役割と機能を十分に果たしていることで、産業の魅力向上や人材の確保定着に繋がって、結果として産業競争力の強化にも寄与すると考えております。 また特定最低賃金は労使のイニシアティブによって設定されるものですので、具体的な金額については、今後の審議会でこれまで同様の信頼関係の下で労使合意が図られ、また委員の皆さまのご理解いただけるよう進めていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。私からは以上です。
部会長	ありがとうございました。それでは使用者側委員からいかがでしょうか。
■■■■委員	はい、■■■■です。一人しかいないので寂しいんですけど、物価と賃金という意味で言うと、世界的なエネルギー価格、食料・原材料価格の上昇、更に日本においては円安の進行、こういったことを背景に諸物価が高騰している。名目賃金は上昇しているけれども、実質賃金はキャッチアップできていないと報道されているのは認識しております。 その中で政府は、経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる骨太の方針 2025 において、賃上げを起点とした成長型経済の実現を目指しています。その中で労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の周知を謳っているのは事実でございます。 中小企業庁による価格交渉促進月間フォローアップ調査結果によりますと、コスト全般の価格転嫁率は 52%、中でも労務費の価格転嫁率は 48%にとどまっているということです。これが何かというと中小企業・小規模事業者の経営については負担が増加して

	いく一方ということの裏付けになっています。 そういう背景はありますけれども、基本的に賃金についての考えとしては、働く人達の生活を支えるという意味においては、労働の対価として、適切な賃金を支払うというのは当然のことと考えております。 現下の群馬県最低賃金は 1,063 円、現時点の鉄鋼の最低賃金は 1,067 円、これは既に相当高いレベルという風に認識しております。現に帝国データバンクの公表資料ですけれども、25 年の上半期の企業倒産件数は 3 年連続で増加しています。12 年ぶりに 5 千件を超えるという高水準であると報じられているということで、経営的にはかなり厳しい状況に置かれています。さらに言うと、地政学的なリスク、いわゆる米中の対立だとかウクライナ侵攻だとか、そういった諸々の状況をみると、今後の経営の不確実性はますます高まってきています。そんな中で企業としては雇用の安定並びに企業の持続的な発展・成長を掲げておりますけれども、中長期的な視点で諸般の課題に取り組まなければならないと思っております。特に下方硬直的な賃金については、賃上げについて慎重にならざるを得ないと考えている、というのが使用者側の考え方です。以上です。
部会長	ありがとうございました。 それでは、公益委員からございますでしょうか。
公益委員	【特になし】
部会長	それでは、全体的に他にご意見等ございますでしょうか。
各委員	【特になし】
部会長	それでは、本日は意見も出尽くしたようです。 これまでのご意見を踏まえて、次回の会議で具体的な金額審議を行いたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。
各委員	【異議なし】
部会長	それでは、そのようにさせていただきます。 最後に、その他について、事務局から何かございましたらお願いいたします。

事務局	特にございません。
部会長	委員の皆さまから何かございますか。
各委員	【特になし】
部会長	はい、ご意見等ないようです。 次回の会議では、事務局から提供された資料等も十分踏まえながら、審議を行ってまいりたいと思います。 それでは、最後に確認をいたします。 本日の会議において、一部非公開とする発言や資料はなかったと思われませんが、非公開事項は「無し」ということでよろしいでしょうか。
各委員	【異議なし】
部会長	非公開事項は「無し」と確認いたしました。 ありがとうございました。 以上をもちまして、本日の議題はすべて終了しました。これで第1回専門部会を閉会といたします。 ご審議お疲れさまでした。